

流山市スポーツボランティア制度概要

1. 目的

流山市スポーツボランティア制度は、流山市スポーツボランティアとしてスポーツを「支える」人材を育成し、活躍できる環境を整えることで、市民のスポーツ活動を支援し、スポーツの場の確保に努めるとともに、スポーツを地域に根付かせることを目的とする。

※流山市スポーツボランティアは、スポーツを「支える」人材として、流山ロードレース大会、国際大会（2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会を含む）等での海外チームのキャンプ、その他市のスポーツ関連事業での活躍が見込まれます。

2. 対象

流山市または流山市教育委員会が主催または共催するスポーツ関連事業とする。

※ボランティアの安全確保やスポーツボランティア活動が本制度の趣旨に沿ったものであることを担保するため、流山市スポーツボランティアは流山市または流山市教育委員会が主催または共催するスポーツ関連事業に限って情報を提供し、活動していただきます。

3. 登録対象者

18歳以上の者またはこれらの者を含む団体とする。団体登録の場合、スポーツボランティアに参加する者は、18歳以上の者とする。

※流山市スポーツボランティアは、走路誘導や夏場の屋外での作業等の危険を伴う活動もあることから、18歳以上の者またはこれらの者を含む団体を対象として登録します。

4. 受付

流山市又は流山市教育委員会からの情報提供により、スポーツボランティアを希望する者からの申込みは、事業主催者が受け付ける。流山市スポーツボランティア登録団体は、情報提供により、団体内にスポーツボランティア参加希望者がいる場合は、これを取りまとめた上、事業主催者に申し出るものとする。

※本制度による情報提供に基づくスポーツボランティア希望者からの申込みは、事業主催者が受け付けます。

登録団体の場合は、団体内のスポーツボランティア参加希望者を取りまとめた上で、事業主催者に申し出て下さい。

5. 保険

事業主催者はスポーツボランティアにボランティア活動保険（傷害及び賠償責任保険）をかけなければならない。

※ボランティア活動中の事故を補償するため、事業主催者は本制度を通じて参加するスポーツボランティアにボランティア活動保険（傷害及び賠償責任保険）をかけていただきます。

6. 報酬

流山市スポーツボランティアは原則として無償とする。ただし事業主催者の判断により、実費相当額の報償を行うことを妨げない。

※流山市スポーツボランティアは原則として無償とします。ただし、事業主催者の判断により、活動時間に応じて実費相当額の報償を行うことがあります。

7. 交通費

流山市スポーツボランティアの活動は流山市内及び近隣地域で行うものとし、交通費は支給しない。

※流山市スポーツボランティアの活動は流山市内及び近隣地域に限ります。また、交通費は支給しません。